

「茨城県総合がん対策推進会議」設置要綱

(趣 旨)

第1条 本県における総合がん対策推進計画（以下、「計画」という。）を専門的に評価・検討するため、「茨城県総合がん対策推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(構成、選任及び任期)

第2条 推進会議は、茨城県医師会代表、がんに関する学識経験者、一般市民（がん体験者を含む）をもって構成し、知事が選任する。

2 委員の任期は、2年間とする。

3 任期中に委員が変わった場合は、前任者の残りの任期とする。

(業 務)

第3条 推進会議は、次の事項について検討し知事に報告する。

(1) 計画の評価、推進方策に関すること。

(2) その他がん対策に関し必要なこと。

(議 長)

第4条 推進会議に議長を置く。

2 議長の選出は、構成員の互選による。

(会 議)

第5条 推進会議は、議長が主宰する。

2 推進会議は、必要に応じて専門部会を開催することができる。

3 推進会議は必要に応じ、参考人を招聘し意見を聴取することができる。

(庶 務)

第6条 推進会議の庶務は、保健医療部健康推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議運営に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年5月30日から施行する。

この要綱は、平成16年3月18日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 3 月 19 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。